

策定年月	平成 7 年 1 月
変更年月	平成 1 4 年 6 月
	平成 1 8 年 8 月
	平成 2 2 年 5 月
	平成 2 6 年 9 月
	平成 2 7 年 1 0 月
	令和 3 年 1 月
	令和 5 年 9 月
	令和 7 年 1 0 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 7 年 1 0 月

会 津 坂 下 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	会津坂下町の位置、気候及び農業の現状	1
2.	農業構造の変化	1
3.	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1.	経営類型	5
2.	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	町が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	9
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に対する目標	10
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	法第 18 条の協議の場の設置、法第 19 条に規定する地域計画のその他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	11
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	11
3	会津よつばが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	14
4	農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	14
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	15
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
第 6	その他	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 会津坂下町の位置、気候及び農業の現状

会津坂下町（以下「町」という。）は、福島県の西部、会津盆地のほぼ中央に位置し、平坦で肥沃な土地条件を生かし水稻を主体として畜産・野菜・花き・果樹・工芸作物等を組み合わせた農業生産を展開してきた。

町農業の大きな飛躍に当っては、従来の生産体制を踏襲しながらも、基幹作物を水稻とし、土地利用型作物を付加した大規模低コスト経営を育成する。また、水稻を主体とし、野菜・花き・畜産等を配した収益性の高い大規模複合経営の育成も同時に推進し、産地形成に向けた取組を展開する。また、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入等により農業生産性の向上を図ることとする。

以上のような地域特性を踏まえた対応を通して、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の推進に努めるものとする。

2 農業構造の変化

町の農業構造については、道路交通網の発展により、会津若松、喜多方両市への通勤が円滑になったことにより、恒久的勤務による安定兼業農家が増加するとともに、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進展している。

しかし、農地の流動化が進むにつれ地域間で農地集約の格差が生まれ、出入作が多くなり効率的な農用地の利用面で障害となる等問題が顕在化してきている。

さらに、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあり、放置された遊休農地に隣接する経営農地でツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害が発生し営農意欲の減退を促進させている。今後さらに有害鳥獣を放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

町はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等を育成することとする。

（1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 360 万円程度、1 個別経営体当たり 500 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状

町の令和元年度の新規就農者は 2 人であり、過去 10 年間の状況も年間で 1 人から 2 人であり、親の農業経営とは分離した高収益が見込める園芸作物の施設栽培による就農がほとんどで

ある。従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、稲作と高収益作物栽培を組み合わせた複合経営を育成し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

アに掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

(ア) 確保・育成すべき人数の目標

福島県農林水産振興計画に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標 400 人を踏まえ、町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させる。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を、(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については福島県会津農林事務所（以下「農林事務所」という。）、会津よつば農業協同組合（以下「会津よつば」という。）営農指導員や農業経営・就農支援センター就農コーディネーター、各生産部会等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 担い手育成の考え方

町は、将来の本町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を支援するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は会津よつば、農林事務所、農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して町が主体となり関係機関と連携しながら営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつける。

また、これらの農地の流動化に関しては、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「振興公社」という。）で実施している農地中間管理機構を通じた農地の利用権等の設定により集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」

という。)等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導・助言を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業者団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、本町農業の持続的な発展を図るため、法人化を目指す経営体には、企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な継承や法人化を促すとともに、地域での話合いに基づき策定した地域計画(法第19条の規定による地域計画をいう。以下同じ。)の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林事務所の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、農業生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域である高寺地区及び八幡地区(坂本)においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進める。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等であっても、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び中心経営体に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、各関係機関と連携しながら認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、中心経営体、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善方策の提示等の重点的指導及び会津よつば支店単位の研修会の開催等を農林事務所の協力を受けつつ行う。

(4) 目標達成のための推進方向

これら目標を達成するため、以下に取り組むことにする。

ア 認定農業者等の育成

地域における話合いに基づいた地域計画により、将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等先端技術の導入などを推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営の実態に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）の確保・育成

(ア) 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、福島県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）において、多様な就農希望者からの相談にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行う。

(イ) 福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）における施設機能や実践的なカリキュラム・研修制度の充実に加え、農業法人等における雇用形態での研修などにより就農を促進する。

(ウ) 新規就農者等の定着を図るため、市町村や関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援や経営基盤の確保支援など、地域全体で支援する体制整備を進める。

エ 集落営農の推進

地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を発揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。

オ 女性農業者の経営参画促進

本県の基幹的農業従事者数の約4割を占める女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

カ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農用地の集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを推進する。

また、スマート農業技術や低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクロップサイレージ用稲（以下「WC S用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

キ 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

ク 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術等を生かしつつ、第2次・第3次産業など地域のお産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

ケ 環境と共生する農業の推進

福島県環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)(以下「みどり認定」という。)を取得し、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

コ G A Pの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A P認証取得に向けた取組を推進する。

サ スマート農業の推進

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、A I、I o Tなどの先端技術の活用を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標について、これを示すと次のとおりである。

1 経営類型

No.	営農類型	経営規模		生産方式
1	水稲単作 (大規模経営) (※1)	水稲(移植・天のつぶ) 水稲(作業受託) 水稲(移植・コシヒカリ密苗) 水稲(備蓄米密苗)	1,500a 500a 1,500a 1,500a	高密度播種技術導入(※2) 高密度播種技術導入
2	水稲+大豆・そば (組織経営体)	水稲(直播) 水稲(作業受託) 大豆 そば	1,300a 500a 700a 500a	水稲(直播):湛水直播、カバーコーティング 水稲:みどり認定による栽培
3	野菜+水稲 (中山間)	トマト(雨よけ) 水稲(移植)	65a 700a	トマト:雨よけ栽培 水稲:天のつぶ
4	野菜+水稲	ミニトマト(夏秋雨よけ) 水稲(移植) 水稲(移植・備蓄米)	50a 500a 300a	ミニトマト:雨よけ栽培 水稲(移植):みどり認定による栽培
5	果樹	りんご もも おうとう	120a 50a 30a	りんご:わい化栽培、ふじ もも:あかつき おうとう:佐藤錦
6	果樹+水稲	かき りんご	140a 100a	かき:会津身不知 りんご:わい化栽培、ふじ

		ぶどう 水稲（移植）	10a 400a	水稲育苗ハウス利用による大粒系品種の栽培 水稲・コシヒカリ、高密度播種
7	花き花木	トルコギキョウ（半促成） トルコギキョウ（季咲き） トルコギキョウ（抑制） ストック（年内切り）	15a 15a 10a 20a	
8	花き花木	宿根カスミソウ（据え置き） 宿根カスミソウ（6～7月定植） 宿根カスミソウ（3～4月定植）	30a 50a 20a	
9	肉用牛＋水稲	肉用牛（肥育） 水稲（移植）	130頭 900a	肥育 水稲：コシヒカリ
10	野菜＋水稲	アスパラガス（施設） 水稲（移植）	60a 900a	アスパラガス：半促成長期どり栽培 水稲：コシヒカリ、共同播種、高密度播種
11	野菜水稲	きゅうり（雨よけ） 水稲（移植） 水稲（移植、備蓄米）	30a 500a 300a	きゅうり：雨よけ栽培 水稲：コシヒカリ

（※１）大規模経営：主たる従事者２名、補助従事者４名を想定

（※２）高密度播種：密苗、密播のこと

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	(1) 指標達成のための技術等 ①水稲 ア 生産性の合理化を進めるため担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、スマート農業等の先端技術の導入を進める。 イ 高品質・良食味米を安定生産するため、スマート農業等の先端技術や、地域条件に適した品種を導入する。 また、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を推進する。 ウ 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多用な米づくりを進める。 エ 加工用米、飼料用米、WC S用稲、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。 ②大豆・そば・麦類 ア 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。 イ 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。 ③野菜 ア 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。 イ 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。 ウ 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化の一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。 ④果樹
------	--

	ア おうとう及びぶどうの大粒種では、雨よけ施設の普及・拡大を進める。 イ もも、りんご、日本なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。 ウ 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では低樹高栽培、日本なしではジョイント仕立て、また、人工授粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。 エ 担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。 オ 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。 ⑤花き花木 ア 生産拡大に向けて大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。 イ 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を促進する。 ウ 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入やスマート農業等の先端技術の導入を活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。 ⑥工芸作物・特産物 ア 葉たばこは、高架式作業機やコンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。 イ おたねにんじん等は、地域に適した品種の導入と省力化のための高性能管理機の整備により、安定的な経営を進める。 ⑦畜産 ア 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努める。 イ 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による経営安定化及び飼料生産の効率化を図る。 ウ 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。 エ 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の環境を図る。 ⑧共通 ア 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。 イ 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。 ウ 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。 エ 農産物の放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する。 (2) 農用地の集積・集約及び規模拡大 ①農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。 ②ロボット技術やスマート農業等の先端技術の導入により省力化を図る。
経営管理の方法	(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を

	進める。また、青色申告を実施する。 (2) 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 (3) 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。 (4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。 (5) 経営体に対しては、積極的なGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。 (6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。 (7) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。
農業従事の態様	(1) 個別経営体 ①配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 ②快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ③計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。 (2) 組織経営体 ①給料、就業時間等の就業規則の作成、保険制度の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給等就業条件を整備する。 ②作業環境の改善、作業姿勢の改善等労働環境を整備する。 ③効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に町及び周辺市町村の認定農業者等が取り組んでいる優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を行う農業者等を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農林事務所、会津よつば等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する

就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農林事務所、会津よつば等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、地域農業を担う者として新規就農者等を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

また、町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、農林事務所、農業委員会、会津よつば、農業教育機関、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、各関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、本町農業を担う者の確保のため、各関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に

関する目標、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に対する目標

第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これら農業経営が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このため、農地中間管理事業等により面的集積を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標
85%

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）の農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。）の割合の目標である。

(注2) 目標年次は令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町における農用地の利用状況は、平坦部を中心に水稻を主体とした畜産・野菜・花き等を組み合わせた複合による農地利用が図られているが、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足を要因として遊休農地や耕作放棄地が中山間部を中心に発生しており、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、食料供給の基盤として重要な資源である農用地を保全し有効利用するため、町が中心となり関係機関と連携して意欲的に農業経営を営む認定農業者等へ農用地の面的集積や農作業受委託を積極的に推進し、農用地の確保と利用改善に努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 東部平坦地域においては、大区画ほ場による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、

換地と一体的な農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業、利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 西部丘陵地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発するおそれのある遊休農地の発生防止に努める。

さらに、町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

1 法第 18 条の協議の場の設置、法第 19 条に規定する地域計画の策定・変更その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条の協議の場の設置

①開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

②開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、会津よつば、農地中間管理機構の地域マネージャー、土地改良区、農林事務所、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町産業課農林振興班に設置する。

(2) 法第 19 条に規定する地域計画の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）に基づく活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

町は、農林事務所・農業委員会・農地中間管理機構・会津よつば・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を

助長するため、地域の話合いによる地域計画の策定及び見直しを通じ、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6－1 号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

②町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町のインターネットの利用により公告する。

④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、また、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

①(5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ①町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ②町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、会津よつば、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 会津よつばが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ①会津よつばその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ②効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、会津よつばによる農作業の受委託のあっせん、会津よつば自らが委託を受けて農作業を行う取組等

会津よつばは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、会津よつば等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進する。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農林事務所、会津よつば等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって、農業経営・就農支援センターや農林事務所、農業委員、指導農業士、会津よつば等と連携・協力して「青年農業者の指導記録」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、会津坂下町認定農業者会や会津坂下町次世代農業者会との交流の機会を設ける。また、商工会や観光物産協会とも連携して、道の駅あいづ湯川・会津坂下や直売所への出荷のためのアドバイスをを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力向上に向けた支援

アに掲げる「青年農業者の指導記録」を活用した指導に限らず、道の駅あいづ湯川・会津坂下や会津よつばが運営する直売施設への出荷の促進、他産業への経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林事務所、会津よつば、認定農業者会や指導農業士等、農地

の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ①町は、開津地区農村基盤総合整備事業や県営ほ場整備事業【牛川・若宮・坂下北部・金上・阿賀川・阿賀川Ⅱ期地区】等の農業生産基盤整備による水田の大区画化と 21 世紀型水田農業モデルほ場整備事業による農地と作業の集積化、併せてカントリーエレベーターの活用と野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の発展を図っていく。
- ②町は、中山間地域等直接支払交付金制度（長井・袋原・朝立・天屋・本名・杉山）等によって農村の活性を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。
- ③町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を主体とし、高収益作物栽培との複合経営等の育成を図ることとする。特に、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の導入を契機とし、地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ④町は、各種事業の活用により農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ⑤町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

町は、農業委員会、農林事務所、会津よつば、土地改良区、農用地利用改善団体、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、会津よつば及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年1月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和7年10月8日から施行する。